

労働総研 ニュース

No.349

2019年4月号

発行 労働運動総合研究所(略称:労働総研) <http://www.yuiuidori.net/soken/>
 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501
 ☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 Eメール rodo-soken@nifty.com

最賃制闘争への期待

行方 久生

*最賃制への関心の高まり

アメリカ、ヨーロッパをはじめ、韓国などアジアでも最低賃金制への関心が高まり、かつてない高揚の「予感」がする。私が労働運動に関心をもってきた、この40数年の間で、これまでの「最賃制は重要だ」という建前論とは明らかに異なった景色が見て取れる。

実際、パッとしない日本の労働運動の中で、最賃は21世紀以降2018年まで約32%引き上げられている。この間、常用労働者の平均給与は1998年の46.7万円をピークに、2017年には42.2万円と10%以上低下している。中央値の低下はさらに著しく、上下格差が拡大している様子が見て取れる。

*最賃制闘争高揚への背景

21世紀初頭から、大規模な国策リストラにより正規労働者が減少し、非正規・低賃金労働者に置き換えられ、官民とも「非正規労働者」が急伸し、「生活保護」との比較が最賃決定の要素として取り上げられるに至った。つまり、最賃制闘争の一定の高揚は、非正規労働者の多く、正規労働者の一部分にまで、最賃制が間近に迫ってきたということである。

しかし、この間、全国一律1000円要求に代わって、アメリカの15ドル要求に触発され、1500円要求が正面から掲げられるようになった。本音が要求に掲げられた。

*ナショナル・ミニマム(NM)と最賃制

NMという言葉は、日本でごく一般的に使用されているが、実は、国際的にみて、「死語」化している。憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」をNMとして説明しても、多分、海外の研究者にはあまりピンと来ないだろう。貧困・格差克服の基準はより具体的であり、ミニマムという最低線を担保する概念は、ミニマムウエッジ、つまり最低賃金として認識されているのが一般的である。最低賃金こそ、全ての福祉や社会保障の水準を規定する実質的役割を期待されている。日本の富の集中と労働者間の格差拡大が、この認識に肉薄してきたのである。

*若干の注文

全労連は、最低生活費は全国どこでも殆ど同じ、という認識で運動をしているが、その根拠になっている調査では、東京や大阪が抜けている他、県都が中心である。福井や富山など子どもの貧困率が低い県も調査されていない。統計学上、最賃額はその県の平均給与と最も相関関係が強く、生計費などとの関係は弱い。こういう現実をもう少し分析して、かつての人の標準生計費の算出方法などを参考にして、より精緻な理論を構築して欲しい。

(なめかた ひさお・会員、元山形大学教授)

目	次
最賃制闘争への期待	行方 久生 1
問題の本質は何かー「毎勤統計」の不正問題	木地 孝之 2
常任理事会報告ほか	9

問題の本質は何か —— 「毎勤統計」の不正問題

木地 孝之

厚生労働省「毎月勤労統計調査」の不正問題が第198回通常国会（2019.1.28～）の最大の論点になり、連日のようにマスコミが報道しているが、専門的な事項でもあり、一般の人にはなかなか理解できないと思われる。そこで、長年官庁統計に携わり、労働総研等で日常的に統計を利用している立場から問題点を整理してみた。

その結果、厚生労働省が批判されるのは当然であるが、その背景には、安倍内閣のトップダウン型政治と省庁への人事介入が招いた行政の受動化、および小泉内閣以来強まっている行政改革のしわ寄せを受けた統計組織の弱体化があるのではないかと、だとするなら、今後他の統計にも同じことが起こるのではないかと心配された。

1. 全数調査すべき東京都の大企業がサンプル調査になっていた問題

厚生労働省は、2018年8月7日の「毎月勤労統計平成30年6月分速報」で、一般、パートを含む全労働者の現金給与総額が前年より3.6%増加したと発表した。多くの人が、「そんなに上がっているはずはない」と疑問を持ったことが問題の発端である。

総務省の「統計委員会」¹が調べたところ、2017年と18年の間に統計の段差・不連続があることが分かった。その指摘を受けて厚労省が調べた結果、本来全数調査しなければならない従業員500人以上の大規模事業所のうち、東京都だけが2004年から1/3のサンプル調査になっていることが分かった。しかも、その場合に必要となる復元作業（全数換算）が行われておらず、結果として相対的に賃金が高い東京都の大規模事業所の2/3が集計から抜け落ちたために、前年までの全国平均賃

金が低くなっていたのである。

さらに、従業員規模30人以上499人の中規模事業所は、全国一律の抽出率によるサンプル調査を行っていたが、2009年から東京都のみ他県と異なる抽出率を適用していた。それにも拘わらず、従来通りの復元率で復元していたことが分かった。

「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」（会長：樋口美雄）の報告書によると、その原因は、調査方法の変更を決めた統計企画部門と集計プログラムの変更を行うコンピュータ部門の連携が上手くいかなかったこと、および、プログラム言語に古いCOBOLが使われていたので扱える人が1～2人しかいなく、ダブルチェックが出来なかった等である。いずれも単純なミスであり、弁解の余地はない。

しかし、問題を単純ミスで済ますわけにはいかない。第1に、この誤った集計が、なぜ2017年まで13年間（後者は8年間）も続いていたのかである。このような調査方法の変更が行われた場合、通常、直後の統計公表時に慎重な検討が行われるからプログラム・ミスに気づいたはずである。おそらく、統計作成部門と雇用動向分析部門の意思疎通も不十分だったのであろう。統計結果をプレス発表した管理者に至っては、全然分かっていなかったのではないと思われる。

第2に、統計は調査方法によって結果が変わるから、利用者に調査方法の正確かつ詳細な公表を行うことは基本中の基本である。しかし、年報等に記述されている「毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査）：調査の概要」を見ると、2004年以後も東京都の500人以上の事業所が全数調査のままになっている。これは、迂闊では済まされない、利用者を欺くものである。

第3に、2018年1月分から、それを統計的な手法で

推計(復元)して、現金給与総額を修正しているが、誤りに気づいたら発生の時点まで遡って修正すべきものを、修正しないまま2018年6月分の数値を公表した。その結果、修正前の2016年と修正後の2018年を比較することになり、前年同月比が過大になったのである。

第4に、調査方法の変更を総務省に報告せず、統計委員会に従前のままの申請を行い、利用者に対して何の説明も行わず、復元・修正もこっそり行った。これらは明らかに「統計法」違反である。

第5に、なぜ東京都の従業員規模500人以上の事業所が2004年から1/3のサンプル調査になったのか、根本的な疑問がある。常識的に考えて、47都道府県の中で最も規模が大きく財政的なゆとりもあるはずの東京都が、他に先駆けてサンプル調査になるなどあり得ない。

当時の状況を振り返ってみると、国は小泉純一郎内閣(2001~2006年)、東京都は石原慎太郎都政(1999~2012年)の下で、省力化や組織のスリム化等の「行政改革」が強力に進められた。力の弱い統計部門がそのしわ寄せを受けたことは容易に想像できる。加えて、「国の仕事をできるだけ減らす」という石原都知事の意向が、統計の現場にも反映したのではなかと思われる。

第6は、悪しき官僚制の弊害である。官僚の特性を表す言葉に、「由(よ)らしむべし、知らしむべからず」と言うのがある。これは、「為政者は人民を施政に従わせればよいのであり、その道理を人民にわからせる必要はない」という意味で、高級官僚に見られる国民蔑視の傲慢な態度を表している。今回の経過を見ると、厚生労働省の高級官僚は、その傾向が強いようである。

2. ローテーション方式への変更とベンチマークの更新

同じ2018年1月から「毎勤統計」に2つの変更が行われた。1つは、サンプル統計の事業所抽出方法²であり、それまで従業員規模30~499人の中企業は3年毎に、従業者規模5~29人の小企業は18ヵ月毎に全ての事業所を入れ替えていたが、前者は毎年1月に、後者は6ヵ

月毎に1/3ずつを入れ替える「ローテーション方式」に変更した。2つ目は「ベンチマーク」の更新³である。それまで、サンプル抽出の源である事業所の母集団を、毎年独自に推計してサンプル抽出を行っていたが、総務省から、最新の情報で修正した母集団データベースが毎年提供されるようになったので、それを利用することにした。

これは、いずれもより正しい統計を目指した改良であり、それ自体に問題はない。ただ、通常、このような大きな改革を行う場合には、過去のデータを使って一定期間のシミュレーションを行い、問題が生じないかどうかを確かめるのであるが、そのような分析結果は示されていない。

3. 政治的圧力の有無

後半の国会論議は、「毎勤統計」改定の妥当性や結果の信頼性より、改定の経過における政治的圧力の有無が問題になっている。そこで、まず、「統計法」とそれが作られた歴史的教訓に基づいて、政治と統計の関係を考えてみよう。

統計は、資本主義、社会主義などの政治体制に関わりなく、社会の真実の姿を表す公共財であり、統計が正確であるためには、政治的な中立性が担保されなければならない。我が国の統計は、第二次世界大戦の反省に立って、大内兵衛氏を委員長とする強い権限を持った「統計委員会」が設置され、その下で整備されてきた⁴。今や、世界有数の精度を持つと評価されている。

今回の「毎勤統計」不正問題によって全体としての評価が変わると思わないが、統計に対する信頼が低下したことは間違いない。もしそこに政治的圧力が働き、担当者がその影響を受けていたとしたら、先人が築き上げてきた統計の権威と民主主義を後退させるものである。

次に、具体的に今回の問題について検証してみよう。「特別監察委員会」の報告とマスコミ報道等に基づいて、経緯を時系列的にまとめたのが次表である。

表 調査方法変更の経緯

年月	内容
2015年1月	従前どおり、毎勤統計の中規模事業所の調査対象事業所を全部入れ替え。 それによって、賃金上昇率が従前より低くなった。
2015年3月	菅官房長官に、中規模事業所の全数入れ替えによって賃金上昇率が低くなることを説明。 31日に中江首相秘書官が姉崎厚労省統計情報部長に「問題意識」を伝える。
2015年6月	厚労省内に有識者による「毎月勤労統計の改善に関する検討会」を設置して検討（阿部正浩座長）。 8月の第5回会合で「部分入れ替えは有意義だが、労力やコストが限られているので困難」との判断から、座長は、「総入れ替え方式が妥当」と意見集約。
2015年9月	3日、中江首相秘書官が安倍首相に全部入れ替えによる影響を説明。 4日、厚労省から官邸の参事官（厚生省OB）に「検討会」の動向を説明。 14日に中江首相秘書官は、厚労省に「部分入れ替えを検討すべき」と意見表明。 16日の第6回「検討会」で、厚労省姉崎猛統計情報部長が「部分入れ替えを検討したい」と表明。 以後、「検討会」は開催されず。
2015年12月	総務省「統計委員会」の部会で、厚労省は「部分入れ替え方式を考えている」と説明。
2016年10月	厚労省から総務省に、全部入れ替えから部分入れ替えへの変更を申請。 なお、規模500人以上の事業所は東京都を含め全数調査になっていた。 11月に総務大臣から「統計委員会」に諮問。
2017年1月	1月27日「統計委員会」は「差し支えない」と答申。 2月3日、総務省が部分入れ替え方式を承認。
2018年1月	東京都の500人以上の抽出調査について、ひそかに復元を開始。

まず、2015年3月に、厚生労働省から菅官房長官に、中規模事業所の入れ替えによって従前より賃金上昇率が低くなることを説明している。統計の政治的な独立から言えば、そもそも官邸に事前説明をする必要などないはずであるが、これは他の統計でも行われており、厚生労働省だけの問題ではない。

また、時には有力な閣僚から統計に対する意見や要望等が出されることがあった。例えば、物価指数に「閉店間際の値引きセールを反映させろ」とか、GDPや生産指数に「伸び率が高いサービス業や新産業、新製品を早く取り込め」などであり、概して、政策が行き詰まると統計に注文をつけたくなるようである。

これらの意見や要望は、当時のマスコミでも報道さ

れたが、それ以上問題になることはなかった。それは、それによって統計数字を変えることなどなかったからである。もちろん、後で検討されて、次回の改定に生かされることはあった。しかし、今回は、官邸からの意見表明を受けてサンプル方法をより高い数字が見込まれるローテーション方式に変更しており、限りなく黒に近いグレーの対応と言える。

経緯を追ってみると、2015年1月に従来通り、対象事業所を全数入れ替えて「現金給与支給額」が計算された。3月に菅官房長官に対して、おそらく「事業所入れ替えによって従来よりも賃金上昇率が低くなりそうだ」との説明が行われ、中江首相秘書官から「問題意識」が伝えられた。6月に厚労省内に「毎月勤労統

計の改善に関する検討会(阿部正浩座長)が設置され、8月の第6回会合で「総入れ替え方式が妥当」という座長集約が行われた。これは、「部分入れ替え方式への変更は有意義であるが、労力やコストが増えて実行が難しいので、当面、従来通りの方法で行くべき」と判断したものであろう。

9月3日に、中江首相秘書官は安倍総理に調査対象事業所入れ替えによる影響を説明。14日に中江秘書官は厚生労働省に対して「部分入れ替えを検討すべき」と意見表明。すると、16日の第6回省内検討会で、姉崎統計情報部長が「部分入れ替えを検討したい」と表明。以後、省内の「検討会」は開催されずに厚生省主導でローテーション方式への変更が進められ、2017年2月の総務省承認へと手続きが進行した。

これを見れば、官邸からの政治的圧力があり、それを受けて厚生労働省が調査方法を変更したと考えるのは当然であろう。ただし、官邸が圧力を加えて変えさせたというより、厚生労働省が安倍内閣の政策を忖度したという側面が強いのではないかと考える。

ところで、新方式に切り替えた2018年1月時点において「決まって支給する給与」への影響は、一番大きかったのがベンチマーク更新の0.4%、次は東京都分修正の0.3%であり、最も政治的圧力の影響が感じられるローテーション方式への変更は0.1%にすぎなかった。全体で0.8%になるが、これは、8月に発表された6月の賃金上昇率、前年同月比3.6%の約5分の1であり、それ自体はさほど大きなものではない。おそらく、発表の時にきちんと説明さえしていれば、問題にならなかったであろう。

問題は、統計数値の結果より、ここで明らかになった政治の介入と厚生労働省の体質である。もし「選挙で選ばれた国民の代表だから統計行政に介入しても良い」と考えているなら、その政治家は統計も民主主義も良く理解していないというべきである。もし厚生労働省が2018年1月からの切り替えにあたって、「上方修正されるのだからアベノミクスにプラスであり、喜ば

れるはずだ」と考えたとしたら、それは安倍政権に対する忖度である。加えて、言い訳できない東京都分のミスを「一緒にやっつけてしまえば目立たなくなる」と考えたとしたら、それは官僚の欺瞞と独善の表れである。

4. 厚生労働省が示した『毎月勤労統計調査』の改善策について

それでは、今後どうするのかである。厚生労働省は、国会審議や各方面からの指摘を受けて改善を含む今後の調査方法を公表しているが、その中にいくつかの疑問がある。

第1は、ローテーション方式の実施である。従業員規模500人以上の事業所は全数調査、30~499人規模は毎年1月分の調査時に1/3を入れ替え、規模5~29人規模は、毎年1月分と7月分の調査時に、調査区を含め1/3ずつ入れ替えとなっているが、問題の、東京都で抜け落ちていた規模500人以上の事業所の2/3は、厚生労働省が直轄で調査することになっている。

はたして、財政規模、人員とも最大である東京都の、しかも大規模事業所の2/3を厚生労働省が肩代わりすることなど、他の都道府県が納得するだろうか。今後不満が出るのは当然であり、だからといって他の都道府県の大企業もサンプル調査に切り替えたのでは、統計の精度が著しく低下する。

それに、今回の不正が発生した原因の一つは統計部の人員不足にあるはずなのに、直轄調査など出来るのだろうか。職員に過度の負担を押し付けることにならないだろうか。

第2は、これもローテーション方式導入に関する問題である。これまで従業員規模30~499人の事業所は3年に1回、5~29人の事業所は18ヵ月に1回、調査対象事業所を入れ替えればよかったが、それが1年に1回、6ヵ月に1回になると、事業所への説明や指導の頻度が増し、その都度調査簿等の修正も必要になるから都道府県の負担が増える。都道府県に対して十分な手当てを行い、了解を得ているのだろうか。

また、「決まって支給する給与の標準誤差を、事業所規模別・産業大分類別2%以内、中分類別は同3%以内、地方調査は10%以内になるように標本を設計する」となっているが、近年、統計に対する事業所の協力が得にくくなっており、「毎勤統計」の回収率は、2013年の86.3%から2018年の82.7%へと徐々に低下している。そのような中で、この水準を維持しようとするれば、それ相応の対策が必要である。

第3に、「共通事業所による前年同月比の参考提供の充実」と「労働者推計のベンチマークの更新による影響の公表」が書かれている。これは、国会や内外からの要望を受け入れたものであろう。

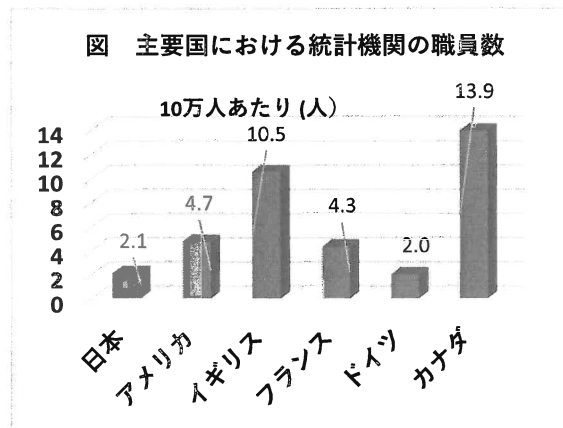
ただ、遡及修正について、バックデータが存在する2012年以降について、復元(推計)後の数字に基づき、「決まって支給する給与」を計算して公表するが、サンプル由来の誤差や指数は遡及修正しないとなっている。しかし、「統計はその時々々の国の状態を記述した歴史書」としての役割を持っており、最終的に計算された確定値が歴史に残る⁵のだから、12年以前も何らかの方法で修正しておくべきである。

5. 統計機構の改善および統計の政治的独立に関して

ここには、「毎勤統計」不正問題以上に多くの問題が横たわっている。

第1に、統計の職場に最も顕著に現れているのは職員数の不足である。国の統計職員は、農水省の「地域センター廃止による1841人を除いて、2009年から18年の8年間に2079人から1940人へ、6.7%減っており、中でも、厚生労働省の-16.5%と経済産業省の-15.8%の減り方が大きい。また、総務省統計局が行った各国への聞き取り調査によると、人口10万人あたりの国の統計職員数は、カナダが13.9人で日本の6.6倍、英国は10.5人で5倍、米国やフランスも2倍以上である。ドイツは中央政府だけを比べれば日本と同水準だが、各州に計6000人以上統計職員が配置されているといい、日本

は極端に少ない。



[資料出所] 2019年2月20日「産経新聞」
総務省統計局の調査を基に算出。日本は国の統計を請け負う独立行政法人「統計センター」の職員を含む。

第2に 国家公務員の職場は極端な学歴社会であり、入省時の学歴でその後の人生がほとんど決まる。本省庁では、東大法学部卒を頂点とする上級職採用者が課長以上の大部分を独占しており、約80%を占める一般職公務員は、定年近くになっても課長補佐止まりである。その上級職採用者にとって、最大の関心事は予算と人を増やして役所の権限を拡大することであり、期待値が小さい統計部門には熱心になれない。そして、1~2年で代わっていくのである。

以前は、上級職採用者に統計研修が課せられていたが、それがなくなり、一方、戦後入省した統計のベテランが90年代に定年退職した。それに加えて非正規職員が大きなウエイトを占めるようになり、統計の力量が全体的に低下している。

聞くところによると、アメリカでは、経済学者(Economist)はあまり尊敬されないが、統計学者(Statistician)は尊敬されるそうで、統計専門家の地位が高い。経済至上主義と学問重視の違いであろうか。もともとトランプ大統領の登場で様変わりしているかもしれないが、いずれにしても、統計担当者の地位をもっと高め、待遇を改善して、じっくり統計に取り組む専門家を育成することが必要である。

第3に 安倍内閣によるトップダウンの政治と省庁

への支配介入によって、官邸に引き抜かれた首相秘書官の力が強くなり、生え抜きの省庁幹部のやる気が衰えて、忖度官僚やヒラメ官僚が増えた。

わずかここ3年の間に、① 森友学園への国有地86%値引き販売およびそれに関する安倍昭恵首相夫人の関与疑惑と財務省による関係公文書の改ざん、② 加計学園の獣医学部新設に関わる、理事長の「長年の友」安倍首相の便宜供与疑惑および柳瀬唯夫首相秘書官の「首相案件」発言を強引に否定する首相答弁、③ 自衛隊の南スーダン派遣問題に関する稲田朋美防衛相の「殺傷行為はあったが戦闘ではない」との強弁および破棄したはずの日報を一部黒塗りで公開など、信じがたい事件が発生し、政治に対する国民の信頼が低下した。これらは政治の劣化、民主主義の後退を示しており、大きく見れば、「毎月勤労統計」不正問題もその流れの中で起きたものと言える。

他方、民間に目を転じると、東洋ゴムの断熱パネルデータ偽装、タカタのエアバッグ不具合、東洋ゴムの防振ゴム試験データ偽装、旭化成建材の地盤調査データ偽装、三菱自動車のカタログ燃費詐称、日産自動車の無資格者による法定検査の実施、神戸製鋼の品質検査データ改ざん、三菱マテリアルの品質データ改ざん、東レの製品検査データ改ざん等々、日本を代表する大企業で、効率重視の手抜き検査による不良製品が発覚し、日本企業の信用を失墜させた。これも根は同じであり、政治のみならず経済を含めた日本の全体が劣化し、民主主義が後退していると言える。

次に、予算・人員の制約を理由に、「『中央統計庁』を設置して政府統計を一括実施し、効率化を図るべき」との意見が出されているが、これは、統計の実務を知らない人達の意見である。統計は、単に調査票を配布し、回収して集計すればよいというものではない。出される調査票に誤りは付きものであり、それを見つけるためには、調査対象となっている事柄や企業の状況を知っている必要があるから、統計職員は日々工場や事業所を見学して知識を高める等の努力をしている。

また、調査には、原価構成、仕入先、販路、人員構成、給与体系など企業秘密にかかわる事項も含まれるから、統計実施者である省庁と被調査者である事業所には、一定の信頼感が必要である。

望ましい形は統計のネットワークシステムである。統計局が各省庁の実施する統計を吸い上げて、一元的に、かつ体系的な形で提供し、同時に統計全体を管理・調整するのであり、まだ不十分さはあるが、政府統計に関しては、確実にその方向に向かっていると思われる。

次に、「民間に委託せよ」との意見もあるが、筆者の経験では、民間委託をすると必ず提出率が落ち、精度も悪くなる。受注する企業が利益を上げようとするれば、精度より効率を重視するのは当然であり、だから、どの国においても、基本的な統計は、政府が行っているのである。

6. 「賃金構造基本調査」の問題について

最後に、「賃金構造基本調査」の問題に触れておきたい。報道された内容は、①「バー・キャバレー・ナイトクラブ」が調査されていない、②調査員が訪問調査すべきところ大部分が郵送調査になっている。これは「統計法」違反であり、順法精神に欠けるといえるものである。

この問題は、「毎勤統計」問題と質的に異なっており、実は、いくら指摘されても改善は難しいのである。筆者が統計の現役時代に都道府県の担当者と懇談する機会があり、「バー・キャバレー・ナイトクラブ」の調査に関して「本省の人は都道府県の苦勞を分かっている」と、次のような経験を聞かされた。「これらの業種は、午後4時頃から開店する店が多く勤務時間内に調査できない」、「そもそも提出拒否が多い事業所であり、郵送では集まらない」、「女子職員が訪問した時、『お姉ちゃんいい体しているね、公務員にしておくのは勿体ない』などと言われ、身の危険を感じた」。「男性職員が訪問すると、『一杯飲んだら書いてやる』とお酒を強

要された」等のことである。

ここから分かるように、そもそも、これらの業種は、調査自体が難しいのである。しかし、もともと外国人就労者が多い職場であり、来日外国人の増加に伴って外国人の来客も増えているから、統計によって実態を把握しておくことが必要であるなら、各省庁による定期的な調査と切り離して、例えば税務統計や警察統計の一環として、四半期に1回程度調査するなど、政府全体としての検討が必要である。「パチンコ店」や「飲み屋」も同様であろう。

(きじ たかゆき・労働総研研究員)

(脚注)

1 2007年に、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、「統計法」が公布され、専門的かつ中立・公正な第三者機関として、総務省(当初は内閣府)に統計委員会を設置することが規定された。統計委員会で審議する事項は、1) 公的統計の整備に関する基本的な計画、2) 国民経済計算の作成基準の設定、3) 基幹統計の指定、4) 基幹統計調査の承認・変更・中止、5) 統計基準の設定、6) 匿名データの匿名性の確保、などであり、公的統計の整備に関する「司令塔」機能の中核としての役割を担っている。

2 正確な統計を得るためには、全ての企業・事業所を調査することが望ましいが、膨大な費用と労力を必要とし、結果の公表も1~2年後になるので、多くの統計は、一部の企業・事業所を調査して、統計的な手法により全数を推計するサンプル調査(抽出調査)を行っている。サンプル調査は、通常、事業所を従業員、資本金等の規模に応じていくつかのグループに分け、グループ毎に事業所を抽出する「層化抽出法」が採用されるが、影響が大きい大企業のグループは、全数調査(悉皆調査)にするのが普通である。

3 「毎勤統計」が言うベンチマークとは、事業所母集団データのことであり、サンプルを選定する際の母体となる。また、ここから、業種別、規模別等の構成比(ウエイト)が計算される。

2013年から「統計法」に基づいて、総務省統計局で、経済センサスなどの各統計調査の結果と行政記録情報を統合し、最新の状態に更新した事業所母集団データベース「ビジネスレジスター」が整備され、提供されるようになったので、多くの統計がそれを利用している。

4 戦後の初代首相である吉田茂は、その回想録に、「戦時中からとかく我が政府は故意に、または無意識的に自分に都合な数字のみを発表することが癖になっていた」、「戦前に我が国の統計が完備していたならば、あんな無謀な戦争はやらなかった」と書いているそうである。

その反省に立って、著名な経済学者である大内兵衛氏を委員長に強い権限を持つ「統計委員会」(脚注1)が設置され、統計の基盤が整備された。大内氏の功績は大きく、1983年にその功績を記念した「大内賞」が設けられ、毎年、我が国統計の発達・改善に貢献した人に賞状とメダルが授与されている。

5 例えばGDP統計は、出来るだけ早く公表して政策判断等に役立てる速報値、月次統計の確報や他の統計調査などを加えて修正した確報値、年次統計の結果をも加味した年報値(翌年公表)がある。さらに、GDPのベンチマークと言える新しい産業連関表が出ると(約4年後)、その時点まで遡って改定し、それが歴史に記述されるGDPの値となる。

2018～19年度第3回常任理事会報告

労働総研2018～19年度第3回常任理事会は、全労連会館で、2019年3月16日午後1時30分～3時、熊谷金道代表理事の司会で行われた。

I 報告事項

斎藤力事務局次長より、前回常任理事会以降の研究活動や企画委員会・事務局活動などが報告され、承認された。

II 協議事項

(1) 「雇用に関する研究会」(仮称)について、名称を「雇用問題研究会」とし、テーマは「若者の雇用と働き方」を中心とすること、および伍賀一道常任理事を責任者としたメンバーなどが、藤田実事務局長より提案され、討論の上、承認された。

(2) 研究所プロジェクト(若者調査)の経過と今後の予定について、若者調査への募金の状況、調査票の入力・集計について、全国研究交流会(7月27日)への対応、「100人聞き取り調査」について、また、「若者調査集計・分析チーム」を発足させることなど、事務局次長より報告され、討論の上、承認された。

(3) 規約第7条にもとづく「入会手続き・会費に関する内規」の改正案として、「第2条 個人会員の会費は、年6千円とする。ただし、大学院生・学生の会費は年4千円とする」(下線部追加)が事務局次長より提案され、承認された。(今まで慣例とされていたものを明記した。)

(4) 「労働者の連帯の再構築についての研究会」について、企画委員会で検討し、今後具体化することとした。

研究部会報告

・女性労働研究部会(2月7日)

「仕事における暴力とハラスメント禁止へむけた世界のうごきとわが国の対策」について中嶋晴代さんが報告した。昨年のILO総会で第一次討議された「暴力とハラスメント条約(案)」は定義や適用範囲を広く定め、禁止しているのに対し、労政審の「職場のハラスメント防止対策」報告は、パワーハラスメントも均等法の

規定に準じて「雇用管理上の措置の義務づけ」にとどめ、実効性がない。政府が条約(案)に賛成し、これに準じた実効ある国内法の制定、ハラスメントのない職場づくりが求められることなどを論議した。

・中小企業問題研究部会(公開・2月14日)

「中小企業・小規模事業者予算及び関係法案」について、日本共産党国会議員団事務局の佐田珠実氏の報告を受けて質疑討論した。報告は、まず、中小企業対策費として計上された総額1740億円が一般歳出比で0.29%まで低下し、史上最低水準を7年連続で更新していると告発。そのうえで、経済産業省計上分1117億円の特徴として、①事業継承、②生産性向上、③“稼ぐ力”の強化、④災害からの復旧・復興、強靱化、⑤経営の下支え、事業環境の整備の各項目について、関係法制度と予算額を紹介し問題点を指摘した。なお、財務省計上分の616億円は、日本政策金融公庫の出資金と補給金であり、厚生労働省分については、最低賃金引上げ事業として6.9億円が計上されている。

3月の研究活動

- 3月8日 労働運動史研究部会
- 12日 賃金最賃問題研究部会
- 16日 研究所プロジェクト推進チーム
雇用問題研究会
若者調査集計・分析チーム
- 23日 労働組合研究部会
- 26日 女性労働研究部会
- 29日 労働時間・健康問題研究部会
(2月の追加)
- 2月23日 関西圏産業労働研究部会

3月の事務局日誌

- 3月1日 労働法制中連事務局団体会議
- 2日 労働総研クォーター編集委員会
- 13日 全損保大会へメッセージ
- 16日 第3回常任理事会